

[事案 2019-63] 契約無効等請求

・令和2年3月30日 裁定不調

<事案の概要>

特別勘定資産の運用実績が6%を上回るものと誤信して契約を締結したこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年8月に契約した変額保険（契約①）について、以下等の理由により、契約を無効とするか、もしくは取り消して、既払込保険料を返還してほしい。また、同時に契約した医療保険（契約②）については、解約の意向を伝えた後、募集人および保険会社が速やかに必要書類を自分に発送せず、余計な保険料が発生したため、解約を申し出たときに遡って解約してほしい。

- (1) 募集人から、特別勘定資産の運用実績について6%は固いとの説明をされ、設計書については運用実績が6%の部分しか見なくてよいと言われた。
- (2) 募集人は、ドルコスト平均法を用いた運用が契約①の特長であると説明したが、払済保険に変更するまでの実際の契約期間を考慮すると同手法が機能するとは言えない。また、満期の延長が可能であること、および、解約控除の金額について虚偽の説明をした。
- (3) 契約①の年間保険料は自分の年収の3割を超えており適正であるとは言えない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、契約①の運用実績について、「将来を予測することはできないが、6%を超える可能性がある」という意味で説明したものであり、具体的な運用を約束するような説明はしていない。
- (2) 募集人は、保険期間が30年で満了する契約を提案したものであり、契約の数年後に払済保険に変更するプランについて説明したのは、あくまで参考として例示したものにすぎない。
- (3) 契約②について、募集人および当社は、申立人からの解約の申出に対して、可能な限り迅速に解約書類を送付した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が虚偽の説明をしたとは認められず、また募集人および保険会社に解約に必要な書類の送付に遅延があったとは認められないが、以下の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約①の保険料を決めるにあたり、申立人の配偶者の年収も合算した世帯収入で考えたとのことだが、配偶者も当該募集人の勧誘により、別の保険契約を締結しており、単に契約①の保険料と世帯収入を比較して判断することは適当ではなく、過大な保険料で

あるといえる。また、募集人は、契約後数年で払済保険に変更にすることも想定して設計書を作成しており、申立人が長期間契約①の保険料を払い続けることは難しいと認識していたと考えられる。

- (2) 募集人は、本契約の募集に先立って、申立人の家計に関するライフプランを作成しているが、その内容は、保険料の支払について、貯金の大部分を取り崩して充てることを前提とした内容であり、申立人の意向を踏まえて、住宅や子どもに関する支出も反映されたものであるが、近い将来の予想外の出費や、申立人夫婦の収入の変動により貯金が不足し、変額保険を解約せざるを得なくなった場合、損失が発生する可能性が高く、申立人の合理的なニーズに合致したものであるか疑問が残る。